

永延二年（九八八年）の五節舞姫献上者をめぐって

MUTŌ, Mieko / 武藤, 美枝子

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院 国際日本学インスティテュート専攻委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

国際日本学論叢 / 国際日本学論叢

(巻 / Volume)

15

(開始ページ / Start Page)

122

(終了ページ / End Page)

102

(発行年 / Year)

2018-04-17

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00014599>

永延二年（九八八年）の五節舞姫献上者をめぐって

武藤美枝子

はじめに

毎年十一月の二度目の卯の日、宮中では新嘗祭が行われた。（即位後、即位儀礼の締めくくりとなる新嘗祭は「大嘗祭」となるが、即位が八月以降だと大嘗祭は翌年の十一月となる。）新嘗祭（あるいは大嘗祭）の一連の行事の最終日に、天皇は豊楽殿または紫宸殿において群臣に宴を賜う。いわゆる豊明節会である。豊明節会は、辰の日（大嘗祭では午の日）に行われ、4人の舞姫たち（大嘗祭では5人）が天皇公卿群臣の前で五節の舞を舞った。豊明の節会の日より前、寅の日には清涼殿で天皇の御前で「御前試」が行われるが、これには、宮中のキサキや女房達も参列して、五節舞を見ることのできた。五節舞は、男女を問わず宮中の人たちが楽しみに待つ一大イベントとして、『源氏物語』、『紫式部日記』、『枕草子』をはじめ多くの文学作品にも登場する。^{注1}

舞姫一行をしたてる役目は公卿や殿上人などが担ったが、舞姫自身や舞姫に従う童女、下仕え、かしづきの女房達の

衣装や食事、調度類、内裏参入のための飾り立てた何台もの牛車の調達、舞の師への禄、多数の関係者の食事、訪問者の接待などに多くの財力を費やさねばならなかった^{注2}ので、献上しながらないものも多く、新たに昇進した貴族を中心に献上が命じられたが、献上者選びは難航することも多かった。そこで男性官人たちに加えて、女御や后、内親王たち女性も献上者の候補となった。^{注3}

先行研究者達^{注4}によって舞姫を献上した女性たちとしては以下の人物が挙げられている。

- ① 天慶元年(九三八年) 皇太后^a、中宮^b 藤原穩子
- ② 天元元年(九七八年) 一品内親王資子^{abc}
- ③ 永延二年(九八八年) 皇太后藤原遵子^{abc}
- ④ 永祚元年(九八九年) 太皇太后昌子内親王^{ac}
- ⑤ 正暦四年(九九三年) 皇后^a、中宮^{bc} 藤原定子
- ⑥ 長保二年(一〇〇〇年) 中宮藤原彰子^{abc}
- ⑦ 寛仁二年(一〇一八年) (敦康親王男性)^{ab} 一品内親王脩子^c

- a.. 服藤早苗論文 ①②③④⑤⑥ の6名
- b.. 佐藤泰弘論文 ①②③⑤⑥ の5名(④を欠く)
- c.. 三上啓子論文 ②③④⑤⑥⑦ の6名(対象範囲を天元元年以降とするため①がない)

この中で、永延二年(九八八年)の献上者は先行3論文^{abc}のすべてで、皇太后遵子と考えられているが、本論文は永延二年(九八八年)の献上者は遵子ではなく詮子であったことを明らかにする。また、遵子は永延二年の献上者ではなかったが、本論文は、遵子は前年の永延元年(九八七年)に舞姫を献上していたと推定する。

A 永延二年(九八八年)の献上者

1. 『小右記』

『小右記』の永延二年十一月十九日条に「亥終五節参上(皇太后宮、左京大夫(源)泰清、修理権大夫(藤原)安親、侍従宰相(藤原)誠信)〔〱は割注〕とある。当今である一条天皇は寛和二年(九八六年)六月二十三日に踐祚して、七月二十二日に即位した。大嘗祭は新帝の即位式が七月以前だとその年、八月以降だと翌年となる。一条天皇の大嘗祭は即位の寛和二年(九八六年)の年内の十一月に行われており、永延二年(九八八年)の五節は例年の新嘗祭である。新嘗祭の舞姫は4人で、『小右記』は、皇太后宮、左京大夫源泰清、修理権大夫藤原安親、侍従宰相藤原誠信の4人が献上したといっているのであるが、この皇太后が誰であるかについて、五節の先行研究者たちである服藤早苗、佐藤泰弘、三上啓子の3氏はともに藤原遵子としているのである。

2 『栄花物語』の記述

四

まず、永延二年の献上者が遵子とみなされた過程を考えよう。三上氏のリストには献上者名の典拠は付されていない(献上と官職昇進との関連を述べた論文である)。佐藤氏は献上者比定の典拠に『小右記』をあげる。服藤氏は献上者の典拠として『小右記』と『栄花物語』を挙げる。しかし、今見た『小右記』の割注(皇太后宮、左京大夫(源)泰清、修理権大夫(藤原)安親、侍従宰相(藤原)誠信)で言っているのは献上者の筆頭が「皇太后」であったということだけであって、皇太后遵子とは言っていない。では、もう一つの典拠とされる『栄花物語』をあたろう。『栄花物語』で五節の献上については、巻第3「さまざまなよろこび」のなかに見いだされる。

四条の宮の御五節、また左大臣殿の左兵衛督時仲の君、さては受領ども奉る。御前の試みの御覧の夜

などは、上若うおはしませど、后宮おはしませば、その二間の御簾の内のけはひ、人しげさなど…中略

…。なほ宮の御五節はいと心ことなり。(小学館新編全集『栄花物語』①160頁)。

とあって、四条の宮が舞姫を献上したこと、その年のほかの献上者は、左大臣家の左兵衛督時仲と受領達であったことと、宮(四条の宮)の献上した五節舞姫一行はとくに素晴らしかったことが語られている。遵子は関白藤原頼忠の女で、母は代明親王(醍醐天皇皇子)の娘厳子女王である。遵子の父の邸宅は左京の三条殿と四条にあった。^{注5} 遵子は夫君田融の永観二年(九八四年)の譲位後は四条にある里邸に暮らしていたので、永延年代の「四条の宮」なら遵子でまちが

いない。(邸宅が後の住居となると「宮」と呼称される。)さらにこの五節が永延二年のことと比定された過程を推測すると、『栄花物語』では、この五節に先立つ段落で、東三条殿で兼家の六十の賀が行われた十月に続く十一月に四条宮が五節を献上した、つまり、四条宮の遵子が五節を献上するのは、兼家の六十賀が行われた年ということになるからだろう。そして、兼家が六〇歳になったのは実際、永延二年(九八八年)なのであった。史料でも、兼家は永延二年(九八八年)の三月十六日に法性寺で六十の賀を行い(『小右記』)、三月二十五日には天皇が内裏常寧殿で兼家の六十の賀を行った(『日本紀略』)ほか、十一月七日に息子である権大納言道隆が兼家の六十賀を行う(『小右記』)など、永延二年に盛んに兼家の六十の賀が催されていることが示されている。

しかし、『栄花物語』では、四条の宮と同時に舞姫を献上した官人たちは左大臣殿の左兵衛督時仲の君とそのほか受領たちであると言っている。ここでもう一度、『小右記』の記述を思い起こせば、永延二年に五節を献上したのは、皇太后宮、左京大夫(源)泰清、修理権大夫(藤原)安親、侍従宰相(藤原)誠信の4名のみならず、時中の名はない。誠信(「さねのぶ」又は「しげのぶ」)は宰相だから公卿であることは明らかだが、ほかの2人、左京大夫(源)泰清と修理権大夫(藤原)安親は受領なのか。源泰清は、公卿補任によれば、この年永延二年の正月、従三位に叙せられ、非参議ながら公卿に列した。藤原安親も前年の永延元年九八七年十一月十一日に参議(兼修理大夫)に任じられているから公卿たちであって、この年の献上者に受領はいない。

源泰清 永延二年条 非参議 従三位 正月廿九日叙。同日任左京大夫。

藤原安親 永延元年条 参議 正四位上 六十六 十一月十一日任。〔公卿補任〕

『榮花物語』の記述には他にも矛盾点も多い。『榮花物語』の兼家の六十賀を描く段落に、

帝も行幸せさせたまひ、東宮もおはしまして、殿の家司どもみなよろこびしたるなかにも、有国、惟仲を大殿いみじきものに思しめしたり。有国は左中弁、惟仲は右中弁にて、世のおぼえ、才なども、人よりことなる人々にて、おのおのこのたびも加階していみじうめでたし。(小学館新編全集 159頁)

とある。これによれば、東三条院で十月におこなわれた兼家の賀に、帝(一条)と東宮(居貞)のちの三条天皇)も行幸・行啓したことになっている。しかし、『日本紀略』では、兼家六十賀は行幸ではなく、内裏の常寧殿で天皇主催の賀が三月二十五日に行われているのである。東三条院で行われたのはその後宴で(もちろん天皇の行幸はない)三月二十八日のことであるという。

3. 永延二年の「皇太后」の比定

それにもまして、『小右記』が云う永延二年の献上者の皇太后が遵子でないのは決定的な理由がある。「永延二年の皇太后は詮子であつて、遵子ではない」のである。

永延二年(九八八年)といえは、遵子の夫君、円融天皇は既に永観二年(九八四年)に讓位しており、次の花山天皇は

「欺かれて」、在位わずか一年十か月で出家退位、それをうけて寛和二年九八六年に円融皇子である幼い懐仁親王(一条天皇)が7歳で即位してから2年目である。一条が寛和二年(九八六年)六月二十三日践祚すると、七月五日に、母である女御詮子は、皇后を経ずに皇太后に冊封された。詮子は、第一皇子(そして結局、円融のただ一人の子)を産んでいたにもかかわらず、夫君円融は、詮子を差し置いて、関白藤原頼忠注の女、遵子を立后(中宮)させていたのだ。遵子は子女を産んでいないので、「素腹の后」と揶揄されたと『大鏡』は語る(新編全集115頁)。遵子の立后以来、不満を募らせた詮子は、円融の内裏召還に応ぜず、ずっと父の兼家の東三条殿で里居を続けていたのだが、息子の一条が即位するにおよんで七月九日内裏に参入し、以来、大半を内裏で過ごししていたのである。(詮子の内裏居住は正暦元年(九九〇年)末まで続く。)

このあたりの状況については、倉本一宏『一条天皇』に詳しい。また、兼家・詮子父娘の円融天皇に対するいやがらせは、繁田信一『天皇たちの孤独』の第2章「円融天皇の嫌悪」で語られている。なかでも、繁田氏は、円融天皇が一人息子の懐仁に会うことができたのは在位中ではたった3回だけであると考え(同氏の書53頁)。うち2回は五十日祝と着袴の儀の折で、これらの儀式は内裏で行われた注ので、兼家と詮子の父娘は、着袴には懐仁親王を参内はさせたものの、儀式が終わるとさっさと親王を連れて帰ってしまい、それ以後は、円融天皇にとっては一粒種である懐仁を内裏に参内させたり、対面する機会を与えたりはしなかったことを述べている。

ともあれ、この五節のあった永延二年(九八八年)には皇太后は国母詮子であり、詮子が内裏に君臨していた。詮子が皇太后となったのに対して、円融中宮であった遵子のほうは永延二年現在、身位は中宮のままである。天皇が退位し

て太上天皇となっても、妻后は自動的に皇太后にはならない。たとえば、『源氏物語』でも桐壺帝が讓位したときは新帝朱雀の母弘徽殿の女御が皇太后となり、前帝妻后であった藤壺は中宮のままである。『源氏物語』の弘徽殿の女御はまさに、詮子が女御から直接に皇太后へ冊立された事象を踏まえているのである。『源氏物語』でも、藤壺が中宮位に留まっているかぎり、朱雀帝は自身の妻后(中宮)を立てることはできない。弘徽殿太后にとって藤壺の中宮位は「あるまじきこと」にのたまふなる位」であるゆえんである(『源氏物語』賢木卷114頁)。

永延二年(九八八年)の時点での三后は、中宮が遵子で、詮子が皇太后、そしてもうひとつの後位である太皇太后は、冷泉中宮だった昌子(内親王)が占めていた。昌子は、詮子が皇太后に冊立されるため、寛和二年(九八六年)七月に皇太后から太皇太后に転上していた。一方、遵子が「皇太后」となるのは長保二年(一〇〇〇年)であり、その年には太皇太后昌子(内親王)が崩じ、詮子が太皇太后に転上して、皇太后位が空いたのである。ただし、中宮遵子は永延二年の二年後の正暦元年(九九〇年)には皇后へと呼称を変える(変えさせられる)ことになる。藤原道隆が娘の定子をとにかく立后させるため3つの后位を四后に増やすためであった。

以下に永延元年(九八七年)から永延二年を経て長保二年(一〇〇〇年)皇后定子が没するまでの后位にいた人物の変遷をまとめた。

永延二年(九八八年)の五節舞姫献上者をめぐって

	永延元年 987年	永延2年 988年	永祚元年 989年	正暦元年 990年	長保2年3月以降 1000年	
天皇	一条 986年6月23日花山出家を受け践祚					
太皇太后	昌子 内親王	3代前 冷泉正妻	昌子	昌子	昌子	n/a
皇太后	詮子	一条母	詮子	詮子	詮子	遵子
皇后				遵子(皇后)	定子(12月16日没)	
中宮	遵子	先先代 円融正妻	遵子	遵子	(中宮) 定子 10月25立后	彰子 2月25日立后

注 太皇太后昌子 長保元年999年12月1日崩御
 詮子 正暦2年991年9月、女院号。東三条院。長保2年に太皇太后は空位。
 皇后定子 長保2年(1000年)12月16日崩

もう一度言うくと、永延二年(九八八年)には、遵子は中宮であり、「皇太后」といえば、それは、詮子のことであった。

では、誤記の可能性はどうだろうか。『小右記』の「皇太后」が皇后の誤記である可能性は限りなく低い。なぜなら、天元五年(九八二年)三月十一日に遵子が立后されて中宮職が設置されて以来、正暦元年(九九〇年)十二月定子が中宮として立后されて遵子が皇后と呼称を変えるまで、『小右記』において遵子に言及する約60件の記載はすべて「中宮」と表記されている。^{注8} 『小右記』において初めて遵子を皇后宮と表記するのは、定子の中宮冊立後の正暦元年(九九〇年)十二月一八日のことである。実資の中宮と皇后の呼び分けは、このようにはつきりしていた。後代の転写の過程で皇太后の「太」の字が抜け落ちる可能性はゼロとは言いきることはできないが、「太」が落ちれば、遵子は「皇后」と書かれるのだろうが、永延二年なら遵子は「中宮」であり、皇后ではない。逆に中宮を皇太后と誤記・誤写す

る可能性は文字数や字の非類似性などを考えれば、まず無いといっていだらう。

以上から、永延二年の五節献上者である「皇太后」は詮子であって、「中宮」遵子ではないことがはっきりしたと考える。

永延二年（九八八年）、詮子の愛息一条は九八〇年生まれの9歳。国母となった皇太后詮子は、幼帝を擁して内裏の実力者にのし上がった。（実際に行幸などには同輿している）。円融の皇嗣男子を産んだのに、自分は女御に留め置かれ、子をなさない遵子が立后したことに對する恨みは大きかったらうが、いまや立場は逆転し、自分は国母にして遵子より格上の皇太后である。得意の絶頂だったと推測する。詮子の夫君円融は永延二年には健在であったが（崩御は正暦二年九九一年二月十二日）、寛和元年（九八五年）に出家して法皇である。円融は後院に暮らしたが、詮子是一条の幼時は、ほとんどを内裏で息子の子ばで暮らした。永延二年、幼い息子の治世を飾る新嘗会に、詮子は晴れやかに五節献上を引き受けたことだらう。

B 永延元年九八七年の献上者としての遵子

1. 『栄花物語』の源時中からの比定

前節で、永延二年の献上者は遵子ではなく、皇太后詮子であったことを論証した。

しかし、『栄花物語』の四条の宮の五節献上記事は、ほかの献上者は、左大臣家の左兵衛督時仲と受領達であった、また源時中をあげるなど、大変具体的であり、一から十まで作り事とも思えない。『栄花物語』の正編の著者は赤染衛門が有力視されている。赤染衛門は九六〇年前後の生まれとされ、紫式部や清少納言とほぼ同年代の人物である。(正編の著者がたとえ赤染衛門でないにしても)、『栄花物語』の成立は一〇三五年以前の成立だろうといわれている。歴史物語では、著者の主観や誇張は入れ込んでも、その出来事を知る人たちが生きている間、出来事そのものが架空の作りものであつては読者は納得するまい。『栄花物語』の遵子の舞姫献上の記述をもう一度見てみよう。

永延二年(九八八年)に、遵子とともに献上者となつたという時中(小学館新編では時仲と表記)は、このとき「左大臣家の左兵衛督」であつたという。そこで、源時中が左兵衛督で、かつ父親が左大臣であつた年月をみると、時中が左兵衛督であつたのは、永延元年(九八七年)七月十一日(正暦二年(九九一年)九月二十一日)の四年間であることが『公卿補任』からわかる。時中の父雅信(まさざね)はこの間ずっと左大臣であつたので「左大臣家」に問題はない。永延元年(九八七年)から正暦二年(九九一年)までのうち、正暦二年(九九一年)、時中は九月に右衛門督に転じているので、

十一月の五節の時には既に左兵衛督ではない。永延二年(九八八年)については『小右記』の割注によって4人の献上者全員が判明していて時中は献上者には入っていないので、まず、この年は除かれるので、左兵衛督時中が献上者でありえたのは永延元年(九八七年)、永祚元年(九八九年)、正暦元年(九九〇年)の3年間に絞られる。

表1 源時中 公卿補任データベースより抽出。http://www.isc.meiji.ac.jp/~yoshimu/database.html

寛和二年条九八六年	非参議 正三位 同(源)時中 四十六 七月廿三日叙。元正四位下(越階。前坊亮旁。御即位)。 十月十五日任三木。
寛和二年条九八六年	参議 正三位 源時中 十月十五日任。大藏卿皇太后宮権大夫等如元。
永延元年条九八七年	参議 正三位 源時中 四十六 大藏卿。皇太后宮権大夫。七月十一日左兵衛督。止卿。大夫如元。 八月廿日庚戌巳尅着座。
永延二年条九八八年	参議 正三位 源時中 四十七 左兵衛督。皇太后宮権大夫。正月廿九
永祚元年条九八九年	参議 正三位 同(源)時中 四十八 左兵衛督。皇太后宮権大夫。
正暦元年条九九〇年	参議 正三位 源時中 四十九 左兵衛督。皇太后宮権大夫。
正暦二年条九九一年	参議 正三位 源時中 五十 皇太后宮権大夫。左兵衛督。九月十六日止権大夫(依本宮御出家也)。 同廿一日転右衛門督。

この三年のうち、正暦元年(九九〇年)の献上者は『小右記』から左大臣源雅信(まさざね)、参議藤原時光、近江守平惟仲、和泉守藤原時明と全員の名が判明する。そして、時中の名はないので、正暦元年も除く。

そして、永祚元年(永延三年。九八九年)六月二十六日には遵子の父頼忠が薨去しているので、遵子は重服となり、こ

の年の遵子の献上はまずあり得ない。(後代には服喪中でも献上を命じられたものも出てくるが)。

したがって、上記の消去法により、遵子が左兵衛督時中と同じ年に舞姫を献上した可能性があるのは永延元年(九八七年)のみとなる。

2. 『栄花物語』のそのほかの記述との整合性

前節で述べた『栄花物語』の兼家の東三条院での六十の賀への行幸で、家司である左中弁有国と右中弁が加階したという記述を再度見てみよう。

帝も行幸せさせたまひ、東宮もおはしまして、殿の家司どもみなよろこびしたるなかにも、有国、惟仲を

大殿いみじきものに思しめしたり。有国は左中弁、惟仲は右中弁にて、世のおほえ、才なども、人よりこ

となる人々にて、おのおのこのたびも加階していみじうめでたし。(小学館新編日本古典文学全集『栄

花物語』 159頁。傍線付加)

兼家の東三条院での六十の賀への行幸は現存する一級史料(データベース検索)にはみあたらないが、前年の永延元年(九八七年)の十月十四日に、天皇は摂政兼家の東三条第へ行幸している記録は『日本紀略』『扶桑略記』にある。この東三条院への行幸では擬文章生の省試を兼ねた詩宴を行った。その行幸で、有国(当時は在国)は家司賞として従四位

下に加階され、同日右中弁から左中弁に転じた。平惟仲もまた、永延元年（九八七年）十月十四日の行幸の家司賞として、正五位上に加階され、次月十一月に右少弁から右中弁へ転じているので、『栄花物語』の記述と一致する。

表2

藤原有国(在国)	永延元七十一右中弁。十月十四従四下(此日行幸批把第。以家司有此賞)。同日左中弁。
平惟仲	永延元七十一任右少弁。同九月四日兼大学頭。同十月十四日正五上(此日行幸撰政第。家司預此賞)。十一月日転右中弁(依加階越左少弁保信)。(『公卿補任』より)

『栄花物語』で遵子と同じ年の公卿分の献上者とされる源時中は、表1でみられるように、左兵衛督となる前年の寛和二年（九八六年）七月二十三日に正四位下から越階して（従三位を経ないで）正三位に昇叙されて、同じ年の十月十五日に参議に補任されている。舞姫献上するにふさわしい大きな昇進である。時中が永延元年に新任参議として舞姫献上を命じられたことは大いにあり得ることである。

『栄花物語』はこの五節の記事に続いて、「五節も果てぬれば、臨時の祭、二十日あまりにせさせたまふ。」と、遵子の五節献上の年の賀茂の臨時祭りが五節後すぐ十一月二十日余りに行われたことを語る。これを、小学館新編全集の頭注は、永延二年の賀茂臨時祭は十二月七日に行われたから、これを「二十日あまり」というのは「史実に反する」という。たしかに、永延二年（九八八年）の五節は十一月二十一日辰の日に行われ、例年十一月の下西の日に行われるはず

の賀茂臨時祭は十二月七日の申の日に行われた。永延二年の賀茂臨時祭は永平親王の薨去によって延引されたからである。ところが、前年の永延元年(九八七年)には、五節は十一月二十二日辰の日に行われ、賀茂の臨時祭は十一月二十六日、すなわち延引などはなく例年通り、十一月の下酉の日に行われているから(『日本紀略』)、この遵子の献上が永延元年であれば『栄花物語』の記述は史実に則していることになる。

また、一条の即位は寛和二年(九八六年)七月二十二日であり、かろうじて七月中であるから大嘗祭はその年のうちに行われるべきことになり、実際、寛和二年(九八六年)に大嘗祭は催行された。永延元年(九八七年)の五節は大嘗祭の翌年となり、『栄花物語』でいう「ご即位の年はさるやむごとなき事にて、今年は五節のみこそは有様げざやかに」と、「去年は即位の年の大嘗祭で五節も埋もれがちだが、今年の五節こそは」とみんなの期待も高まった、という状況にいかにもぴったりに合致するのである。

『栄花物語』正篇は康保四年(九六七年)から一年単位の編年体になっており、事件の配列の順序が比較的正確で、書かれている人物の官位なども大きな誤りのないことが指摘されてはいる。^{注9}しかし、故意か記憶違いか、史実との一・二年のズレはあちこちで見られることである。

3. 遵子の舞姫献上についての結論

一六

以上を勘案すると、『栄花物語』の四条の宮の遵子の五節献上は作り話ではなかったが、永延二年（九八八年）のことではなく、その一年前の永延元年（九八七年）の五節を描いたものだったと考えられる。

つまり、『中宮』遵子は、永延二年（九八八年）ではなく、『永延元年（九八七年）に、五節を献上した。その年の他の献上は左大臣源雅信の長男時中与殿上受領2名であった』と推定できる。

おわりに

『栄花物語』は「四条の宮の五節一行はすばらしいものだった」と語るが、遵子は永観二年（九八四年）八月に夫君円融の讓位と共に内裏を出て自分の里邸に暮らして四年。子をなさなかつた前帝の正室に内裏で居場所はない。寛和二年（九八六年）七月には兼家の女詮子が皇太后になっている。自分を憎んだ詮子が、今度は自分より上位の後として意趣返しをねらっているかもしれない内裏へ五節のために参入は気の進まないことであつたにちがいない。（実際に参入したのか確認はできなかった。）もし清涼殿の御前試に参列すれば、今度は中宮遵子は皇太后詮子の下座に着くことになるのである。『源氏物語』でも、弘徽殿の女御が花の宴に参加すれば藤壺中宮の下座につくことになる。それは面白くなかつたが、結局盛大な物見を見物したくて参上する場面がある。注10

舞姫の献上は費用がかさむものながら、同時に暗れがましい役割でもあった。そしてこれまで舞姫を献上した後たちは内裏に居住してときめいていた女性たちであった。しかし、里邸にひっそり暮らす遵子が、なぜいままさら五節の舞姫を献上することになったのだろうか。遵子が皇子をなさず、外戚になり損ねて、一条の即位により閑白を辞さざるを得なかった父頼忠と、昇進が停滞することとなった弟公任、そして遵子自身が、おそらくは望まなかつただろう舞姫献上に寄せる心のうちはどのようなものであったのだろうか。

注 1

代表的なものとしては(小学館新編全集)

『源氏物語』少女巻(58頁)(光源氏の舞姫献上)

『紫式部日記』寛弘五年の五節の様子。175頁)

『枕草子』86段 169頁「宮の五節出させたまふに(中宮定子の舞姫献上)

注 2

少し時代は下り、『玉葉』元暦元年(寿永三年)一八二年(大嘗祭)に舞姫献上のための調達物品の一覧がある。この年は『玉葉』の記主の九条兼実の嫡男で、大将であった良通が舞姫(前寮頭忠重女)を献上した。したがって、この表は九条家が負担/発注した事物の一覧になる。五節行事がますます華美になってゆく時代ではあるが、舞姫献上に関わる物品がいかに多岐にわたっているか、驚かされる。朝廷からわずかながらの給付はあり、周囲の人々も種々の衣装や調度を送ったが、それでも大部分の負担は献上者にかかった。

注 3

女性たちの献上を規定した記録としては以下のようなものがある。(傍線付加)

① 鎌倉初期の成立とみられる儀式書である『年中行事抄』が、「寛平御誠に云う」(寛平御遺誠自身は現存しない)として引いている記述に「毎年五節。無人進出。迫彼期日。経営□□□□□□卿之中。令貢二人。雖非其子。必令求貢。殿上一人選之召之。当代女御又貢一人。公卿女御依次貢之。終而復始。以為常事。須入十月節召仰。」(続群書類従巻第二百五十三 公事部六。傍線付加)とあって、殿上一名のほか、当代女御一名も献上者となり公卿女御は次いでにより(順番に)貢ぐ、一巡したら初めに戻るようにとある。

② 源高明の『西宮記』恒例第三/十月に「上卿五節被仰受領、弁官有女子輩、(或二人、式部大輔在昌、献上卿五節之)后宮親王尚侍女御諸卿等献之、大嘗会年五人、預爵諸卿受領召其身仰」(神道大系、朝儀祭祀編二。下線付加)とあって、后、親王(内親王の意である)、尚侍、女御も献上者となることを示す。

③ 『小野々宮年中行事』の「十月」に「三日以前点定五節舞姫事。藏人頭奉仰召仰可献五節舞姫之公卿或親王。但后妃。女御。尚侍可献之。別遣中使令仰示矣。又殿上舞姫召仰四位五位有女子之者。殿上舞姫。或一人。或無之。」とあって、后妃。女御。尚侍に献上を命じるときには別に中使を派遣するといっているのは、后妃、女御、尚侍などの献上を想定したものである。

注 4

先行論文

服藤早苗(『平安王朝の五節舞姫・童女』塙選書120、二〇一五年三月)

佐藤泰弘(『五節舞姫の参入』甲南大学紀要文学編 卷159、二〇〇九年三月)、

三上啓子(『五節舞姫献上者たち―枕草子・源氏物語の背景』『国語国文』70巻16号、平成十三年六月。(三上論文は、舞姫献上と

昇任の関連を詳述した論文である。)。

注5 『朝日本歴史人物事典の解説(胤谷寿)』による。

注6 頼忠は貞元二年(九七七年)から関白。一条践祚で辞任。

注7 着袴の儀の行われたのは内裏ではなかったとする説もある。

注8 東大史料編纂所データベース『小右記』で中宮or遵子で検索した。

注9 たとえば小学館新編新全集『栄花物語』①の解説 550頁。

注10 小学館新編全集『源氏物語』花の宴「新編353頁

「二月の二十日あまり、南殿の桜の宴させたまふ。后、春宮の御局、左右にして参上りたまふ。弘徽殿の女御、中宮のかくておはするををりふし」ことに安からず思せど、物見にはえ過ぐしたまはで参りたまふ。」とあり、玉座の左右に藤壺中宮と東宮の座が設けられているから弘徽殿の女御の座は当然それより下座である。席次は今でも、昔はなおさら人々は気にするところである。

参考資料

倉本一宏『一条天皇』人物叢書 吉川弘文館二〇〇三

繁田信二『天皇たちの孤独(角川選書 角川学芸出版 平成十八)

『源氏物語』、『栄花物語』、『枕草子』は小学館新編日本古典文学全集を使用。

使用史料

『小右記』大日本古記録版 および東大史料編纂所データベース。史料大成版。

『公卿補任』データベース <http://www.isc.meiji.ac.jp/~yoshimu/databse.html>

『西宮記』神道大系版／『日本紀略』国史大系版／『年中行事抄』続群書類従所収(ジャパンナレッジデータベース)

『玉葉』名著刊行会一九八四(国書刊行会刊の複製)

『ブリタニカ国際大百科事典』、『朝日本歴史人物事典』、『日本大百科全書(ニッポニカ)』
以上「コトバンク」データベース

『国史大辞典』、『平安時代史事典』など

Following the descriptions of the *Tale*, this paper concludes that Junshi did provide a dancer, but it was not in 988 but in 987.

A study of the provider of a Gosechi-no-mai dancer in 988

MUTŌ Mieko

Abstract

In November every year, a ritual was held in the imperial court to offer the newly harvested rice to deities. On the last day of the ritual event, a banquet was given by the emperor for courtiers. The highlight of the banquet (Toyoakari-no-sechi-e) was Gosechi-no-mai, which was danced by four (or five) gorgeously dressed young ladies. Courtiers, men and women, all looked forward to this feast. To provide a dancer, however, was a highly costly operation, and therefore, not many aristocrats were willing to undertake the task, thus, royal ladies, too, were sometimes asked to provide a dancer. In the second year of Eien, (or yr. 988), Kotaigo provided a dancer. The word Kotaigo could mean the wife of the former emperor or the empress mother. In the previous papers by three researchers, this Kotaigo was assumed as Junshi, who was the wife of the former emperor En-yu.

This paper clarifies that the Kotaigo in 988 cannot be Junshi, but must be Senshi, the Empress Mother. The confusion presumably came from Eiga Monogatari or *A Tale of Flowering Fortunes — Annals of Japanese Aristocratic Life in the Heian Period*, which reads that Junshi provided a dancer in the year when the 60th birthday of Fujiwara-no-Kaneie was celebrated, i.e, in 988. The descriptions of Junshi providing a dancer in the *Tale*, however, were too concrete and detailed to be a mere fabrication.